
平成29年度第4回
評議会資料4

平成30年度三重支部評議員の改選について

平成30年3月30日

1. 協会けんぽ評議員の任期について

全国健康保険協会評議会規程で、任期について以下のとおり定める。

(任期)

第3条評議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2評議員は、再任されることができる。

国の審議会等においては、10年を超える期間継続して任命することはできない※とされていることから、協会けんぽ評議会等についても国の基準に準じて委嘱されている。

※「審議会等の整理合理化に関する基本的計画(平成11年4月27日 閣議決定)」

2. 三重支部評議会評議員の委嘱について

	評議員名	委嘱日
学識経験者	岩崎評議員	平成20年11月1日
	松本評議員	平成29年4月1日
	楠井評議員	平成28年11月1日
事業主代表	橋本評議員	平成20年11月1日
	濱野評議員	平成20年11月1日
	宮上評議員	平成28年11月1日
被保険者代表	伊藤評議員	平成20年11月1日
	中西評議員	平成20年11月1日
	吉田評議員	平成26年11月1日